

専決処分の報告について

公用車による事故に係る和解の成立について下記のとおり専決処分したので、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 幸 山 政 史

記

平成25年7月4日専決

和解の成立について

公用車による事故により双方の車両に損害が発生した件について、次のとおり和解を成立させる。

- 1 相手方 熊本市西区横手5丁目在住の男性
- 2 事故の概要

平成25年6月20日、都市建設局設備課の職員が公用車にて熊本市中央区花畑町の住友生命熊本ビル南側の市道から県道熊本高森線へ左折しようとした際に、渋滞により交差点内で停車したため、当該県道の交通障害を避けようと車体を右側に動かしたところ、当該市道から交差点を直進しようとした後続の相手方車両と接触し、双方の車両に損害が発生したものである。

3 和解条項

- (1) 市及び相手方は、それぞれの損害額を各自で負担し、双方共に賠償義務を負わないものとする。
- (2) 本件は以上で解決し、本件に関し他に何ら債権債務のないことを確認する。

(提出理由)

平成25年6月20日発生 of 公用車による事故に係る和解の成立をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分にしたので、同条第3項の規定に基づき、市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。